

法 人 事 業 税 等 の 税 率

平成28年4月1日現在

(法人事業税) (標準税率:かっこ内の税率は地方法人特別税を計算する場合に使用します) 単位:%

区 分				平成26年10月1日以後に開始する事業年度			平成27年4月1日以後に開始する事業年度			平成28年4月1日以後に開始する事業年度			
課税方式	資本金の額又は出資金の額	分割県数 (事業年度終了日現在)	年所得 (分割前の総額※1)	所得年400万円以下の金額	所得年400万円を超え800万円以下の金額	所得年800万円を超える金額	所得年400万円以下の金額	所得年400万円を超え800万円以下の金額	所得年800万円を超える金額	所得年400万円以下の金額	所得年400万円を超え800万円以下の金額	所得年800万円を超える金額	
外形標準課税法人	所得割	1億円超 3億円以下	3県以上	4千万円超	4.66(4.3)			3.4(3.1)			0.88(0.7)		
				4千万円以下	4.3(4.3)			3.1(3.1)			0.7(0.7)		
		3億円超	3県未満	4千万円超	2.39(2.2)	3.475(3.2)	4.66(4.3)	1.755(1.6)	2.53(2.3)	3.4(3.1)	0.395(0.3)	0.635(0.5)	0.88(0.7)
				4千万円以下	2.2(2.2)	3.2(3.2)	4.3(4.3)	1.6(1.6)	2.3(2.3)	3.1(3.1)	0.3(0.3)	0.5(0.5)	0.7(0.7)
		3億円超	3県以上	—	4.66(4.3)			3.4(3.1)			0.88(0.7)		
				3県未満	—	2.39(2.2)	3.475(3.2)	4.66(4.3)	1.755(1.6)	2.53(2.3)	3.4(3.1)	0.395(0.3)	0.635(0.5)
	付加価値割	1億円超 3億円以下	付加価値額の年額※1が1億4千万円超	0.504			0.756			1.26			
			〃 1億4千万円以下	0.48			0.72			1.2			
		3億円超	—	0.504			0.756			1.26			
	資本割	1億円超 3億円以下	算定期末の資本金等の額※1が1億6千万円超	0.21			0.315			0.525			
			〃 1億6千万円以下	0.2			0.3			0.5			
		3億円超	—	0.21			0.315			0.525			

※1 分割基準法人にあつては分割前の総額

※ 平成27年4月1日以後開始事業年度から、資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回った場合、資本金と資本準備金の合算額を資本金等の額とします。(地方税法第72条の21第1項及び第2項)

超過税率

※ 中小企業団体の組織に関する法律第3条法人で外形標準課税法人に該当する場合の税率はお問い合わせください。

(地方法人特別税)

課税標準	法人の種類	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	平成27年4月1日以後に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税法人	67.4%	93.5%	414.2%
	外形標準課税法人以外の法人	43.2%	43.2%	43.2%
基準法人収入割額		43.2%	43.2%	43.2%

※ 基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、かっこ内の税率(標準税率)で計算された法人事業税(所得割・収入割)の税額をいいます。